

# 幼児教育・保育無償化のための手続き案内



3歳から5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子どもたちの保育料が無償化されます。  
 （0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です。）

## 無償化の対象について

無償化の制度では、利用されている施設や世帯の状況によって、以下のとおり、取扱いが異なります。

施設等の種類	保育の必要性の認定	対象者（注1）	無償化上限額（月額）	手続きの要・不要
保育所、認定こども園、地域型保育事業（注2）	あり	◆ 3歳以上児～	全額対象（注3）	不要
		◆ 住民税非課税世帯の0～2歳児	全額対象（注3）	
新制度幼稚園（注4）、認定こども園（教育時間利用）	なし	◆ 満3歳～	全額対象	不要
未移行幼稚園（注4）	なし	◆ 満3歳～	25,700円	必要
国立大学附属幼稚園	なし	◆ 満3歳～	8,700円	必要
幼稚園、認定こども園（教育時間利用）の預かり保育	あり	◆ 3歳以上児～	日額450円かつ 11,300円	必要
		◆ 住民税非課税世帯の0～2歳児	日額450円かつ 16,300円	
認可外保育施設等（注5）	あり	◆ 3歳以上児～	37,000円	必要
		◆ 住民税非課税世帯の0～2歳児	42,000円	

（注1）3歳以上児とは4月1日時点で3歳となっている児童、満3歳とは誕生日を迎え3歳となった児童です。

（注2）地域型保育事業とは、市から認可を受けた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業です。

（注3）3歳以上児の延長保育料、給食費は、無償化の対象外です。0～2歳児の延長保育料は、無償化の対象外です。

（注4）新制度幼稚園、未移行幼稚園とは、施設が子ども・子育て支援新制度に移行しているか否かの区分です。

（注5）認可外施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。

※対象施設は、一覧（5～6ページ）のとおり。

## 無償化の範囲について

幼児教育・保育無償化の制度においては、延長保育料、通園送迎費、給食費、行事費などが対象外経費となります。対象外経費となる金額の詳細については、各施設へお尋ねください。

なお、保育所、幼稚園、認定こども園を利用する児童については、低所得世帯（年収360万円未満）、多子世帯（第3子以降）に係る副食費の支払免除又は助成の制度により、給食費の負担が軽減されます。

## 認定にかかる申請時期について

幼児教育・保育無償化のための施設等利用給付認定の申請については、入園予定日または認定希望日の属する月の2か月前から入園予定日または認定希望日の間で、受付を行います。前記の期間に申請が間に合わない場合については、認定日が遅れることとなりますので、ご注意ください。

（例：新年度からの入園の場合、前年度の2月1日～入園予定日まで）

また、申請書の提出先は、以下のとおり。

施設等の種類	申請書類の配布場所（注1）	受付場所	郵送による申請の可否（注2）
認定こども園	各園又はこども家庭課	各園又はこども家庭課	×
新制度移行幼稚園	各園又はこども家庭課	各園又はこども家庭課	×
新制度未移行幼稚園	各園又はこども家庭課	各園又はこども家庭課	×
国立大学附属幼稚園	幼稚園又はこども家庭課	幼稚園又はこども家庭課	×
認可外保育施設等	こども家庭課	こども家庭課	○
上記以外	こども家庭課	こども家庭課	○

（注1）申請書類は、市ホームページからのダウンロードした様式により作成することも可能です。

（注2）上記受付場所のほか、郵送による提出も可能です。郵送の場合の提出先は、

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市健康こども部こども家庭課 行 です。

なお、郵送の場合は、到達日で受付日を判定しますので、余裕をもってご提出ください。

## 無償化のための認定区分について

幼児教育・保育無償化のための施設等利用給付の認定区分については、以下のとおりです。

〔認定区分〕

認定区分（注1）	対象となる子ども（注2）	利用する施設
新1号認定	新2号認定、新3号認定に該当しない子ども	新制度未移行幼稚園、国立大学附属幼稚園
新2号認定	3～5歳児で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等
新3号認定	0～2歳児で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする住民税非課税世帯の子ども	

（注1）無償化のための施設等利用給付認定は、従来からの教育・保育給付認定と区別するため、本案内の説明においては「新〇号認定」の表記を使用しています。

（注2）年齢は、4月1日時点の年齢で区分します。

## 保育を必要とする事由に該当する場合

新2号・新3号の認定を受けるためには、児童の保護者等が次の事項のいずれかに該当しなければなりません。

	事由	内容	認定期間
1	家庭外労働	居宅外で労働することを常態（ <u>月64時間以上の就労</u> ）としている場合	最長で小学校就学前まで
2	家庭内労働	昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態（ <u>月64時間以上の就労</u> ）としている場合	最長で小学校就学前まで
3	求職中	保護者等が求職活動中の場合	<u>認定開始後90日後の月末まで</u>
4	母親の出産等	母親が妊娠中又は出産後間もない期間にある場合	<u>出産予定日の8週間前の日の月初めから、出産日から8週間経過した日の月末まで</u>
5	障がい	保護者が精神又は身体等に障がいを有している場合	最長で小学校就学前まで
6	疾病又は負傷	保護者が疾病又は負傷している場合	療養の必要がなくなるまで
7	家族の看護・介護	長期にわたり疾病の常態にある、又は精神もしくは身体等に障がいを有する同居家族を介護する場合	看護・介護の必要がなくなるまで
8	災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害復旧が終了するまで
9	就学	保護者が大学・職業訓練校等に在学している場合	卒業月の月末まで
10	その他	上記に類する状態にあると市長が認める場合	—

### 認定申請に必要な書類

〔新1号認定に必要な書類〕

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第1号）
2. 個人番号（マイナンバー）申告書

【個人番号申告の注意事項】

※園を経由して提出する場合は、添付書類（申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類）の写しを添付し、封筒に封入し、封緘すること。

※市役所窓口へ提出する場合は、申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類の原本を持参してください。申請者と提出者が異なる場合は、委任状が必要です。

〔新2、3号認定に必要な書類〕

○新制度未移行幼稚園及び国立大学附属幼稚園の利用

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）
2. 個人番号（マイナンバー）申告書

【個人番号申告の注意事項】

※園を経由して提出する場合は、添付書類（申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類）の写しを添付し、封筒に封入し、封緘すること。

※市役所窓口へ提出する場合は、申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類の原本を持参してください。申請者と提出者が異なる場合は、委任状が必要です。

3. 住民税の課税状況がわかるもの（新3号認定の場合で賦課期日現在に市外在住の場合のみ）

#### 4. 保育ができないことを証明する書類

児童の保護者の就労証明書等、別紙「保育ができないことを証明する書類について」に記載する内容に応じた各種証明書類の添付が必要となります。

#### 5. ひとり親であることが分かる書類（該当者のみ）

「児童扶養手当証書の写し」、「ひとり親医療証の写し」、「戸籍謄本の原本」いずれか1つ

### ○新制度移行幼稚園及び認定こども園の利用（預かり保育）

#### 1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）

#### 2. 個人番号（マイナンバー）申告書

申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類の原本を持参してください。申請者と提出者が異なる場合は、委任状が必要です。

#### 3. 住民税の課税状況がわかるもの（新3号認定の場合で賦課期日現在に市外在住の場合のみ）

#### 4. 保育ができないことを証明する書類

児童の保護者の就労証明書等、別紙「保育ができないことを証明する書類について」に記載する内容に応じた各種証明書類の添付が必要となります。

#### 5. ひとり親であることが分かる書類（該当者のみ）

「児童扶養手当証書の写し」、「ひとり親医療証の写し」、「戸籍謄本の原本」いずれか1つ

### ○認可外保育施設等の利用

#### 1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）

#### 2. 個人番号（マイナンバー）申告書

市役所窓口へ提出する場合は、申請者の個人番号がわかるもの及び身元確認書類の原本を持参してください。申請者と提出者が異なる場合は、委任状が必要です。

#### 3. 住民税の課税状況がわかるもの（新3号認定の場合で賦課期日現在に市外在住の場合のみ）

#### 4. 保育ができないことを証明する書類

児童の保護者の就労証明書等、別紙「保育ができないことを証明する書類について」に記載する内容に応じた各種証明書類の添付が必要となります。

#### 5. ひとり親であることが分かる書類（該当者のみ）

「児童扶養手当証書の写し」、「ひとり親医療証の写し」、「戸籍謄本の原本」いずれか1つ

#### 6. 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

### 認定申請に際しての注意事項

- ◇ 申請書、添付書類等に不備がある場合は、必要な書類が揃うまで受付・認定はできません。（郵送による申請の場合等、特にご注意ください。）
- ◇ 提出された書類の記載内容に虚偽があると判明したときは、認定を取り消すとともに、給付費の返還を求める場合があります。
- ◇ 育児休業中の方は、休業の期間中「家庭で保育ができる」ことから、「保育が必要な事由」には該当しません。仕事復帰日以降には、認定の対象となります。
- ◇ 申請書に記載の内容に変更が生じた場合（住所、就労先等）は、変更届の提出が必要です。また、新2、3号認定においては、就労状況等に係る現況届の提出を、毎年9月に実施します。
- ◇ 認定には、児童および保護者が市内に居住している必要があります。市外に転出した場合には、認定が取り消されることとなりますので、転出先の自治体で、再度申請を行ってください。

【認可保育所】

区分	園名	電話	所在地	教育・保育給付認定			施設等利用給付認定		
				保育認定	認定区分	無償化申請	保育認定	認定区分	無償化申請
公立	賀露保育園	0857-28-1344	賀露町北二丁目	必要	2号、3号	不要			
	美保保育園	0857-22-6291	吉成二丁目	必要	2号、3号	不要			
	みたから保育園	0857-22-4245	寿町	必要	2号、3号	不要			
	富桑保育園	0857-22-6209	行徳三丁目	必要	2号、3号	不要			
	倉田保育園	0857-53-1373	八坂	必要	2号、3号	不要			
	美和保育園	0857-53-2645	上味野	必要	2号、3号	不要			
	湖南保育園	0857-57-0116	松原	必要	2号、3号	不要			
	白ゆり保育園	0857-22-5712	面影一丁目	必要	2号、3号	不要			
	豊実保育園	0857-22-4974	野坂	必要	2号、3号	不要			
	千代保育園	0857-23-7049	江津	必要	2号、3号	不要			
	みやこ保育園	0857-24-8530	国府町中郷	必要	2号、3号	不要			
	さつき保育園	0857-24-8529	国府町谷	必要	2号、3号	不要			
	福部保育園	0857-75-2053	福部町海士	必要	2号、3号	不要			
	河原保育園	0858-85-2750	河原町長瀬	必要	2号、3号	不要			
	西郷保育園	0858-85-2633	河原町牛戸	必要	2号、3号	不要			
	散岐保育園	0858-85-1788	河原町佐貫	必要	2号、3号	不要			
	もちがせ保育園	0858-87-3600	用瀬町別府	必要	2号、3号	不要			
	さじ保育園	0858-88-0850	佐治町古市	必要	2号、3号	不要			
	ひかり保育園	0857-82-0508	気高町宝木	必要	2号、3号	不要			
	浜村保育園	0857-82-0101	気高町八幡	必要	2号、3号	不要			
	こじか保育園	0857-84-2251	鹿野町鹿野	必要	2号、3号	不要			
	すくすく保育園	0857-85-0430	青谷町青谷	必要	2号、3号	不要			
公設 民営	大正保育園	0857-22-6289	徳尾	必要	2号、3号	不要			
	白兔保育園	0857-59-1144	伏野	必要	2号、3号	不要			
私立	わかば保育園	0857-22-2559	吉方温泉一丁目	必要	2号、3号	不要			
	湖山保育園	0857-28-1573	湖山町南一丁目	必要	2号、3号	不要			
	津ノ井保育園	0857-51-8227	津ノ井	必要	2号、3号	不要			
	松保保育園	0857-28-0474	布勢	必要	2号、3号	不要			
	のぞみ保育園	0857-53-4250	数津	必要	2号、3号	不要			
	よねさと保育園	0857-53-0411	中大路	必要	2号、3号	不要			
	久松保育園	0857-36-3636	東町一丁目	必要	2号、3号	不要			
	かんろ保育園	0857-22-6529	立川町六丁目	必要	2号、3号	不要			
	鳥取あすなろ保育園	0857-23-3565	江津	必要	2号、3号	不要			
	賀露みどり保育園	0857-28-1278	賀露町南四丁目	必要	2号、3号	不要			
	さとに保育園	0857-28-4392	里仁	必要	2号、3号	不要			
	むつみ保育園	0857-22-5004	二階町四丁目	必要	2号、3号	不要			
	浜坂保育園	0857-27-7878	浜坂六丁目	必要	2号、3号	不要			
	めぐみ保育園	0857-27-1310	吉方町一丁目	必要	2号、3号	不要			
	とうごう保育園	0857-53-1321	西今在家	必要	2号、3号	不要			
	浜坂江津クローバー保育園	0857-30-7222	江津	必要	2号、3号	不要			
	城北保育園	0857-54-1911	青葉町三丁目	必要	2号、3号	不要			

【地域型保育事業】

区分	園名	電話	所在地	教育・保育給付認定			施設等利用給付認定		
				保育認定	認定区分	無償化申請	保育認定	認定区分	無償化申請
小規模	コモド第一保育園	0857-50-1160	末広温泉町	必要	2号、3号	不要			
	湖山くれよん保育園	0857-30-5875	湖山町北一丁目	必要	2号、3号	不要			
	ニチイキッズ鳥取駅南保育園	0857-39-7566	興南町	必要	2号、3号	不要			
	コモド第二保育園湖山	0857-30-6702	湖山町東三丁目	必要	2号、3号	不要			
	ニチイキッズ富安保育園	0857-36-8555	富安二丁目	必要	2号、3号	不要			
	北園くれよん保育園	0857-30-4351	覚寺	必要	2号、3号	不要			
	江津クローバー保育園	0857-20-3942	江津	必要	2号、3号	不要			
	ニチイキッズ吉成保育園	0857-36-9622	吉成	必要	2号、3号	不要			
	大覚寺ひまわり保育園	0857-32-8517	大覚寺	必要	2号、3号	不要			
	ひかりのこ保育園	0857-30-5425	湖山町北六丁目	必要	2号、3号	不要			
	コモド第三保育園瓦町	0857-50-0616	瓦町	必要	2号、3号	不要			
家庭的	ゆりかご保育園	0857-28-6806	湖山町北五丁目	必要	2号、3号	不要			

【認定こども園】

※令和4年1月現在

区分	園名	電話	所在地	教育・保育給付認定			施設等利用給付認定		
				保育認定	認定区分	無償化申請	保育認定	認定区分	無償化申請
幼保連携型	さくら幼稚園・さくら保育園	0857-23-4818	桜谷	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	ひかりこども園	0857-28-3101	湖山町北三丁目	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	鳥取第四幼稚園	0857-51-8780	的場	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	鳥取第二幼稚園	0857-25-5525	西品治	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	稲葉幼稚園・稲葉保育園	0857-26-5656	滝山	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	鳥取みどり園	0857-22-2662	立川町五丁目	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	わかば台こども園	0857-52-6126	若葉台南二丁目	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
保育所型	とっとり まなびや園	0857-38-3218	千代水二丁目	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	よしなり まなびや園	0857-30-6636	吉成	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
幼稚園型	鳥取第一幼稚園	0857-22-5502	吉方温泉一丁目	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	鳥取第三幼稚園	0857-23-3305	浜坂三丁目	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			
	鳥取第五幼稚園	0857-59-1177	美萩野二丁目	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
				必要	2号、3号	不要			

【幼稚園】

区分	園名	電話	所在地	教育・保育給付認定			施設等利用給付認定		
				保育認定	認定区分	無償化申請	保育認定	認定区分	無償化申請
新制度移行	河原幼稚園	0858-85-2750	河原町長瀬	不要	1号	不要	必要	新2号	必要
	福部未来学園幼稚園	0857-75-2146	福部町高江	不要	1号	不要	必要	新2号	必要
	こじか幼稚園	0857-84-2251	鹿野町鹿野	不要	1号	不要	必要	新2号	必要
	鳥取ルーテル幼稚園	0857-24-7301	元大工町	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
	修立幼稚園※	0857-22-5855	立川町五丁目	不要	1号	不要	必要	新2号、新3号	必要
新制度未移行	愛真幼稚園	0857-22-3044	西町一丁目				不要	新1号	必要
							必要	新2号、新3号	必要
	小さき花園幼稚園	0857-26-5141	西町一丁目				不要	新1号	必要
							必要	新2号、新3号	必要
国立	鳥取大学附属幼稚園	0857-28-0010	湖山町北二丁目				不要	新1号	必要
							必要	新2号、新3号	必要

【認可外保育施設】

区分	園名	電話	所在地	教育・保育給付認定			施設等利用給付認定		
				保育認定	認定区分	無償化申請	保育認定	認定区分	無償化申請
認可外保育施設	鳥取・森のようちえん・風りんりん	090-5588-7957	宮谷				必要	新2号、新3号	必要
							必要	新2号、新3号	必要
	空山ぼくじょうようちえん「ばっか」	0858-72-2468	越路				必要	新2号、新3号	必要
	託児所ふたば	0857-27-4193	今町一丁目				必要	新2号、新3号	必要
	鳥取中央病院院内保育所(キッズルームスマイル)	0857-50-0115	江津				必要	新2号、新3号	必要
	鳥取医療センターのびのび保育園	0857-59-1020	三津				必要	新2号、新3号	必要
	鳥取市立病院内託児所(なないろキッズ)	0857-37-1522	的場一丁目				必要	新2号、新3号	必要

【その他】

区分	実施場所等	教育・保育給付認定	施設等利用給付認定
一時預かり	めぐみ保育園、松保保育園、とうごう保育園、城北保育園、河原保育園、もちがせ保育園、ひかり保育園、こじか保育園、すくすく保育園、修立幼稚園※	認可保育園、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園を利用する児童は、無償化の対象にはなりません。	認可外保育施設及び附属幼稚園を利用する児童の場合、無償化上限額(月額)の範囲内で無償化の対象に含めることができます。
	すべーすComodo子育てひろば 0857-29-6101 栄町		
病児・病後児	キッズルーム ぐぐま 0857-27-2211 末広温泉町		
	病児保育室 とくよし 0857-30-6651 栄町		
	にじっこルーム 0857-37-1577 的場一丁目		
すくすく保育園(病後児支援センターかもめ)、ひかり保育園(病後児支援センターたんぼ)			
ファミサポ	鳥取ファミリー・サポート・センター(育児型) 0857-39-2761 富安二丁目		

※「修立幼稚園」は令和4年4月1日より認定こども園に移行する予定です。

# 幼児教育・保育無償化に伴う給付費の支払いについて

## 給付費の支払いについて

幼児教育・保育無償化にかかる給付費の支払い方法及び時期は、利用されている施設等によって請求方法が異なり、以下のとおりとなります。請求開始時期に併せて、所定の請求書様式により、給付費の請求を行ってください。

施設等の種類 (注1)	対象経費 (注2)	無償化の方法	請求の手続き	請求開始時期 (注3)(注4)
保育所 新制度移行幼稚園 認定こども園 地域型保育事業	・保育料	保育料が0円と算定され、かかりません。	不要	—
新制度未移行幼稚園	・保育料、 入園料	<b>法定代理受領</b> (施設が保護者に代わって市へ請求します。)	各施設が行います。	毎月 (翌月請求)
国立大学附属幼稚園	・保育料、 入園料	<b>償還払い</b> (保護者は、一旦、各施設へ支払し、その実績を市へ請求します。)	各保護者が行います。	四半期ごと (四半期の翌月)
新制度移行幼稚園 認定こども園(教育時間利用) 新制度未移行幼稚園	・預かり保育 利用料	<b>償還払い</b> (保護者は、一旦、各施設へ支払し、その実績を市へ請求します。)	各保護者が行います。	四半期ごと (四半期の翌月)
国立大学附属幼稚園	・預かり保育 利用料 ・その他の 利用料	<b>償還払い</b> (保護者は、一旦、各施設へ支払し、その実績を市へ請求します。)	各保護者が行います。	四半期ごと (四半期の翌月)
認可外保育施設 (森のようちえん)	・保育料	<b>法定代理受領</b> (施設が保護者に代わって市へ請求します。)	各施設が行います。	毎月 (翌月請求)
	・その他の 利用料	<b>償還払い</b> (保護者は、一旦、各施設等へ支払し、その実績を市へ請求します。)	各保護者が行います。	四半期ごと (四半期の翌月)
認可外保育施設 (上記以外)	・保育料 ・その他の 利用料	<b>償還払い</b> (保護者は、一旦、各施設等へ支払し、その実績を市へ請求します。)	各保護者が行います。	四半期ごと (四半期の翌月)

(注1) 新制度移行幼稚園、未移行幼稚園とは、施設が子ども・子育て支援新制度に移行しているか否かの区分です。

(注2) 「その他の利用料」とは、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用料です。

(注3) 四半期ごとの支払いは、利用月が4～6月分については7月に、7～9月分については10月に、10～12月分については1月に、1～3月分については4月に請求開始となります。

(注4) 市外転出等、認定を取り消した場合等には、上記注3にかかわらず、随時で支払いを行います。

## 請求書の様式等について

請求書の様式等については、こども家庭課又は各施設より、お渡しします。また、市ホームページへも掲載していますので、ご利用ください。

**お問い合わせ先**

鳥取市役所新本庁舎（〒680-8571 鳥取市幸町7 1 番地）

鳥取市健康こども部 こども家庭課 保 育 係 0857-30-8238